

陳情番号	陳情第38号	受理日	30.11.30
件名	西宮市宮水保全条例の一部改正を求める陳情		
陳情者	住所 西宮市石在町 氏名(団体名) 西宮市石在町環境を守る会 代表 堀 徹 ほか1,059名		

陳情趣旨

平成28年6月市議会に於いて石在町100番高層マンション建設計画の請願を採択して戴き御礼申し上げます。弊会の宮水への思いをお受けくださり喜んでおります。

我が石在町では、先人たちが大手企業の高層住宅建設計画、酒蔵通りの社員住宅および酒造会社のトランクルームなどの建設で協議を重ね西宮市の歴史的遺産の宮水と現在の良き環境を守って来ました。

宮水の流域は夙川上流からの戎伏流、愛宕山以北からの札幌筋伏流および西宮北口周辺の法安寺伏流の三流域から宮水採取区域で合流、ブレンドされ灘の酒に適した水質になっております。昔の甲東村、芦原村、大社村及び夙川周辺が該当すると思料されます。

石在町では2から3m下が地下水脈です。震災の時は、命の水として非常に助かりました。

さらに、宮水は生活用水としても大きな役割を担っています。

灘の酒と言えば、宮水が遍く知られています。現在では、酒造業では人工的に宮水

と同一のものを作っているそうですが、観光やPR用に宮水井戸の庭園を作っています。西宮の酒造りの歴史的な自然遺産としてPRしているのですが、現実には宮水の枯渇があればPRできません。都市ブランド発信課が、酒蔵ルネッサンスとして歴史ある西宮の酒をアピールしていますが、市域全体の地下水を守るため行政としても、もっと本質的な自然遺産かつ文化遺産として積極的な保存をするべきでしょう。

さて、昨年標記の条例の改正がなされていますが、不十分な点があります。

そのように貴重な水源が、一企業それも特に市外業者の収益のための開発事業により、宮水の汚濁・枯渇が生じても市民がその被害を甘んじて受けるしかないのでしょうか。

開発事業の際に、施工業者が調査を実施して、宮水保存調査会との協議をすることが義務付けられています。ところがその調査結果が非公開のために、市民には宮水の枯渇や汚濁が生じるか竣工後でないと一切わかりません。宮水保存調査会は、マンション建設計画調査結果の開示の求めに応じていただけませんでした。

過去においては、東町一丁目や石在町での高層住宅建築計画の宮水層での脆弱な地盤による頓挫を余儀なくされ、臨港線での4階建物が着工後地下水の噴出で急遽2階建物への変更を余儀なくされています。用海線を10トン車が通るだけで、民家に振動が発生するほど脆弱な地盤です。開発事業の宮水保全条例適用時に市担当部署が、施工業者に事前に宮水の調査を義務付けその結果と枯渇、汚濁防止策を市民に通知される体制の整備が市民や施工業者のためにもなります。また、この地下水調査は地盤

調査にも該当することから、建築基準法施行令第38条第3項の「基礎杭が地盤の良好なところに達すること」の保証になり市民に開示するべきことにもなりましょう。

現行の宮水保全条例では、開発事業者と市だけがその調査結果を知りうることになっていますが、この改正で乱開発から市の良好な環境を守り、市民にとって安心安全の街西宮市に資するものと存じます。

陳情事項

- 1 西宮市は宮水を歴史的遺産として貴重なものと認識し、宮水保存調査会が市民の日常生活用水と災害時の水源としても使用していることを踏まえて条例改正をすること。
- 2 地下掘削する開発事業者に対し全ての施工予定案件の地下水調査を市で三伏流の水源までの経路を確認してその区域に実施させること。
- 3 その調査の結果と汚濁や枯渇防止対策を市民に周知させること
- 4 上記の項目に違反した施工業者の罰則として名前の公表とともに過料を設けること